

「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」
・「三次市人口ビジョン（改訂版）（案）」

パブリック・コメント実施要領

令和2年10月 経営企画部（企画調整課）

1 募集期間 令和2年10月29日（木）～11月18日（水） 21日間

2 意見募集の趣旨

平成27年10月に、三次市では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の規定に基づく地方版総合戦略である「第1期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この戦略は、国の長期ビジョンを踏まえ、国が進める地方創生の諸施策を最大限活用しながら、本市の人口の現状分析と将来展望を示した「三次市人口ビジョン」に基づき、「第2次三次市総合計画」に沿って進めている諸施策のうち、まち・ひと・しごととの創生に係る施策を重点化し、戦略的に実行していくために策定するものです。

この度、「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」及びその基礎となる「三次市人口ビジョン（改訂版）（案）」がまとまったため、市民の本戦略への関心を高めるとともに、戦略策定の公平性・透明性を確保し、市民とともにまちづくりを進めていくことを目的として、広く市民の意見を求めるものです。

3 意見提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本事案に利害関係を有する人

4 実施方法

- (1) 閲覧資料の内容
「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」
「三次市人口ビジョン（改訂版）（案）」
- (2) 関係資料の閲覧場所
ア 三次市ホームページ
イ 市役所1階 総合案内
ウ 市役所本館3階 経営企画部 企画調整課
エ 各支所窓口

5 意見の提出方法

「ご意見記入用紙」に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。意見記入用紙は任意のものでもかまいませんが、住所、名前、電話番号を記載してください。なお、郵送、FAX、メールは最終日の消印または送信記録のものまで有効とします。

- ア 持参の場合：市役所本館 3 階（企画調整課）または各支所窓口へ持参
- イ 郵送の場合：〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
三次市 経営企画部 企画調整課
- ウ ファックスの場合：0824-62-6223 へ送付
- エ 電子メールの場合：kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp へ送信

6 提出していただいた意見の取り扱い

お寄せいただいた意見は、十分に考慮し、三次市の考えとともに整理した上で、公表することとし、公表の際には、意見の内容のみを公表するものとします。また、住所・名前などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用しないものとします。

なお、個々の意見に直接回答はしないものとし、あらかじめ了承をお願いするものとします。

7 問い合わせ先

担当部署：経営企画部 企画調整課 企画調整係
電話番号：0824-62-6115
FAX 番号：0824-62-6223
E-mail：kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp

8 市民へのパブリック・コメント実施の周知

- ア 広報みよし 11 月号
- イ 三次市ホームページ